

湖西市母子家庭等対策総合支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 25 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市母子家庭等対策総合支援事業実施要綱の一部を 改正する要綱

湖西市母子家庭等対策総合支援事業実施要綱（平成 21 年湖西市告示第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「事業の内容」に改め、同条中「事業」を「実施団体」に改める。

第 6 条中「次の」を「実施団体は、次の」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

1 日常生活支援

(1) 活動費

1 か所当たり 4,306,000 円（限度額）

(2) 派遣手当分

ア 子育て支援

(ア) 深夜、早朝以外の通常勤務時間（9：00～18：00）

なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次の（イ）の単価とする。

- ・ 児童 1 人の場合 2,200 円×延活動単位数
- ・ 児童 2 人の場合 2,200 円×延活動単位数×1.5
- ・ 児童 3 人の場合 2,200 円×延活動単位数×2
- ・ 児童 4 人の場合 2,200 円×延活動単位数×2.5
- ・ 児童 5 人の場合 2,200 円×延活動単位数×3

(イ) 講習会会場等

3,300 円×延活動単位数

(ウ) 早朝、深夜等 (18:00～翌日 9:00)

なお、宿泊する場合については、宿泊分 (22:00～翌日 6:00) の時間については、次の (エ) の単価とする。

- ・ 児童 1 人の場合 2,750 円×延活動単位数
- ・ 児童 2 人の場合 2,750 円×延活動単位数×1.5
- ・ 児童 3 人の場合 2,750 円×延活動単位数×2
- ・ 児童 4 人の場合 2,750 円×延活動単位数×2.5
- ・ 児童 5 人の場合 2,750 円×延活動単位数×3

(エ) 宿泊分

11,000 円×延児童数

(オ) 移動時間

移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860 円を乗じて得た額とする。

1,860 円×延活動単位数

- ・ 30 分未満は、0 単位
- ・ 30 分以上 1 時間未満は、0.5 単位
- ・ 1 時間以上は 1 単位

イ 生活援助

(ア) 深夜、早朝以外の通常勤務時間 (9:00～18:00)

4,400 円×延活動単位数

(イ) 早朝、深夜等 (18:00～翌日 9:00)

5,500 円×延活動単位数

(ウ) 移動時間

移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860 円を乗じて得た額とする。

1,860 円×延活動単位数

- ・ 30 分未満は、0 単位
- ・ 30 分以上 1 時間未満は、0.5 単位
- ・ 1 時間以上は 1 単位

2 生活向上支援

こどもの生活・学習支援

- ・ 1 回の訪問が 1 日の場合

11,020 円×訪問延回数

・1 回の訪問が半日の場合

7,000 円×訪問延回数

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の湖西市母子家庭等対策総合支援事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

